

熊本地震で被災されたお客さまへ

ジブラルタ生命保険株式会社

**熊本地震により被災されたお客さまに対する  
保険料払込猶予期間の再延長等の実施について**

このたびの熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。弊社では、このたびの震災で被災されたお客さまについて保険料のお払込猶予期間を6ヶ月間延長する取扱等を実施しておりますが、被災地の復旧・復興状況を踏まえ、下記の通り追加の特別取扱を実施いたします。

記

**1. 保険料払込猶予期間の再延長**

被災されたお客さまへの特別取扱として6ヶ月間の保険料払込猶予期間の延長を実施しておりますが、お申出いただくことなく、さらに2017年1月末まで3ヶ月延長いたします。

※2016年10月末時点で、保険料払込猶予期間の延長が適用されているご契約が対象となります。

**2. 猶予した保険料のお払込みについての特別取扱**

保障のご継続のために、猶予した保険料は猶予期間満了日（2017年1月末）までにお払込みいただく必要がございます。

しかしながら、猶予期間満了日までに全額をお払込みいただくことが困難な場合、所定の用紙にてご延長のお申出をいただくことで、原則として、2017年2月以降、毎回の保険料を継続してお払込みいただくことにより、猶予した2017年1月までの保険料の払込期日を2017年11月末といたしますので、この期間内に一括または分割でお払込みいただくことが可能です。

**【お払込みの一例】**

2016年4月～2017年1月の10ヶ月分の保険料のお払込みを2017年1月末まで猶予し、2017年2月～2017年11月にかけて、毎月の保険料とあわせて合計2ヶ月分の保険料をお払込みいただくことにより、ご契約を継続することが可能です。

以上

**【お問い合わせ先】**

ジブラルタ生命 コールセンター

電話番号 0120-65-2269（通話料無料）

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

平日8時30分～20時 土曜9時～17時（日・祝・12/31～1/3を除く）